

入札説明書

調達内容等件名 広島市清掃工場余剰電力地産地消事業

公 告 日 令和6年10月11日
(広島市報調達号外第748号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市環境局温暖化対策課

項目及び構成

- 入札説明書
 - 1 契約者..... 1
 - 2 契約担当部局..... 1
 - 3 調達内容..... 1
 - 4 競争入札参加資格..... 1
 - 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出..... 3
 - 6 一般競争入札参加資格確認通知..... 4
 - 7 現場説明会の開催..... 4
 - 8 競争入札参加資格の喪失..... 4
 - 9 契約条項を示す場所等..... 4
 - 10 入札の方法..... 5
 - 11 開札..... 12
 - 12 その他..... 14

- 提案書等作成要領
- 落札者決定基準
- 契約書（案）
 - 契約書別紙1～3
- 広島市清掃工場余剰電力地産地消事業に係る仕様書（共通仕様書）
 - 個別仕様書
 - （余剰電力の売却関連）
 - 仕様書別紙1 令和5年度余剰電力量実績の内訳並びに令和7年度予定余剰電力量及びバイオマス比率の推計
 - 仕様書別紙2 令和7年度 月別・時間帯別予定余剰電力量
 - 仕様書別紙3 令和5年度 日別・時間帯別余剰電力実績値（1時間値）
 - 仕様書別紙4 中工場及び安佐南工場からの予定自己託送電力量
 - 仕様書別紙5 バイオマス比率（令和3年度～令和5年度実績）

(電力の調達関連)

仕様書別紙6 令和7年度 予定使用電力量及び最大需要電力

仕様書別紙7 令和7年度予定使用電力量の内訳 (TOU対象施設のみ)

仕様書別紙8 令和5年度 最大使用電力日における負荷曲線 (契約電力500kW以上のみ)

仕様書別紙9 令和5年度 日別・時間帯別使用電力量の実績 (契約電力500kW以上のみ)

仕様書別紙10 小学校等の施設名、所在地及び受電設備等

【入札関係様式】

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・ 電力需要実績調書
- ・ 「入札参加資格の確認に係る納税証明書について」及び申立書 (入札参加資格確認用)
- ・ 誓約書
- ・ 入札書 (指定様式) (様式1)
- ・ 入札附属書 (様式2)
- ・ 入札附属書 (様式3)
- ・ 入札附属書 (様式4) 及び料金設定に当たっての留意事項
- ・ 委任状
- ・ 仕様書等に関する質問書 (指定様式)
- ・ 入札書等の提出について
- ・ 提案書様式 (様式5)
- ・ 社会的評価項目の実績調書様式 (様式6) 及び様式6別紙

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課（広島市役所本庁舎4階）

電話 082-504-2185（直通）

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市清掃工場余剰電力地産地消事業

ア 広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力（売却）

予定余剰電力量 159,395,300 kWh（4年間）

イ 広島市中工場ほか78施設で使用する電力（調達）

予定使用電力量 129,274,036 kWh（4年間）

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

(5) 履行場所

広島市環境局施設部中工場ほか78施設（仕様書のとおり。）

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和6年10月23日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課（広島市役所本庁舎15階）

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 平成31年4月1日から開札日までの間のいずれの日においても、地方公共団体に対する金銭債務の履行遅滞がない者であること。
- (6) 次に掲げる事項を証明した者であること。

令和4年度及び令和5年度のいずれの電力需要実績においても、230,847,756 kWh（年間）以上の実績を有している者であること。

なお、電力需要実績とは、資源エネルギー庁が電力調査統計で公表している項目であり、「その他需要計」の数値とする。

(7) 次に掲げる者でないこと。

- ア 本入札に関して、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、意見を聴取する学識経験者
- イ 前記アの学識経験者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和6年度案件（市長部局）」（以下同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和6年10月30日（水）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 現場説明会の開催

入札参加者に対しては、対面による現場説明会を開催する。日時と開催場所は一般競争入札参加資格確認通知書の通知時に明示する。

8 競争入札参加資格の喪失

入札参加者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

9 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和6年12月5日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、広島市のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和6年10月22日（火）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記2（契約担当部局）に同じ。

(ウ) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便)又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

10 入札の方法

(1) 入札書等の提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 入札書等の提出期限

令和6年12月5日(木)の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和6年12月5日(木)の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書、入札附属書及び提案書等の作成方法等

ア 入札書、入札附属書及び提案書等は日本語で記載すること。また、記載する金額は日本国通貨とする。

イ 区分・時間帯等は、次のとおりとする。

区分	定義
夏季	7・8・9月
その他季	夏季以外(1・2・3・4・5・6・10・11・12月)
ピーク	夏季の13時から16時まで(休日等は除く)
昼間	8時から22時まで(ピーク及び休日等は除く)
夜間	ピーク及び昼間以外
休日等	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2～4日、5月1～2日、12月30～31日

ウ 入札書は、本市所定の用紙によること。

エ 入札書(指定様式)の記載項目

(ア) 年月日「令和 年 月 日」(提出日を記入すること。)

(イ) 競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名及び押印(代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印)

(ウ) 入札金額(参考 履行期間の予定総額)

電力の調達に係る予定総額から余剰電力の売却に係る予定総額を差し引いた、4年間（履行期間）の総価を記載すること（以下「履行期間の予定総額（入札金額）」という。）。なお、電力の調達に係る予定総額よりも余剰電力の売却に係る予定総額が大きくなる場合は、金額にマイナスを記載すること。

(エ) 内訳（余剰電力の売却に係る予定総額）

各者において設定した単価を根拠とする、仕様書に示した予定余剰電力量に対する対価を記載すること。

(オ) 内訳（電力の調達に係る予定総額）

各者において設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とする、仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対する対価を記載すること。

(カ) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載に当たって、次の点に注意すること。

- a 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- b 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- c 入札金額の訂正は認めない。
- d 本入札書に記載する入札金額（参考 履行期間の予定総額）は、入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達）により見積もった予定総額を記載すること。

オ 入札附属書の記載項目

本契約は余剰電力の売却及び複数施設の電力の調達の一括契約であるため、入札附属書は余剰電力の売却に係る積算内容、各施設の電力の調達に係る積算内容及び履行期間の予定総額（入札金額）が分かるように記載するものとする。

余剰電力の売却については仕様書に示した予定余剰電力量に対して、予定余剰電力量の契約希望単価を記載すること。また、電力の調達については仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約希望単価を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達）（入札書積算内訳）」（様式2）、「余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）」（様式3）、「電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）」（様式4）の様式（以下「各入札附属書（様式）」という。）に積算の内訳を記載できない場合は、各入札

附属書（様式）を見本に、入札金額（参考 履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、各入札附属書（様式）の積算に誤りがある場合、また、各入札附属書（様式）が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (7) 入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達）（入札書積算内訳）（様式2）
- a 標題「入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達）（入札書積算内訳）」
 - b 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
 - c 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
 - d 中工場ほか1施設で発生する余剰電力の、1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）
 - e 中工場ほか78施設で使用する電力の、1年間の予定総額及び電力の調達に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）
 - f 余剰電力の売却に係る予定総額、電力の調達に係る予定総額及び履行期間の予定総額（入札金額）

(注) 記載に当たって、次の点に注意すること。

- (a) 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- (b) 中工場ほか1施設で発生する余剰電力の1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額は、余剰電力の売却に係る入札附属書における1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）を記載すること。
- (c) 中工場ほか78施設で使用する電力の1年間の予定総額及び電力の調達に係る予定総額は、電力の調達に係る入札附属書における各施設の電力の調達に係る1年間の予定総額及び電力の調達に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）を記載すること。
- (d) 電力の調達に係る予定総額よりも余剰電力の売却に係る予定総額が大きくなる場合は、予定総額の金額にマイナスを記載すること。

- (イ) 余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）（様式3）
- a 標題「余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）」
 - b 競争入札参加者の事業者名
 - c 予定余剰電力量に対する各月の電力量料金単価（複数設定可能）、電力量料金及び積算方法
 - d 燃料費等調整制度に準じて、余剰電力の売却に係る電力量料金を変動させる場合は、その積算方法
 - e 余剰電力の売却に係る1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）

(注) 記載に当たって、次の点に注意すること。

- (a) 電力量料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる。ただし、各月の電力量料金に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- (b) 様式3「余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）」に示した予定余剰電力量は、供給月の日量を集計したものである。
- (c) 燃料費等調整制度に準じて、余剰電力の売却に係る電力量料金を変動させる場合は、本市を管轄する旧一般電気事業者の、令和7年4月より適用される算定諸元（令和6年9月26日に見直し内容を公表）に基づき算定した、令和6年10月分の燃料費等調整単価（高圧）を使用すること。
- (d) 余剰電力の売却に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）には、1年間の予定総額を4倍にした数値を記入すること。
- (e) 電力量料金単価、各月の電力量料金、1年間の予定総額及び余剰電力の売却に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）は消費税及び地方消費税相当額は含めるものとする。

- (ウ) 電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）（様式4）
- a 標題「電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）」
 - b 競争入札参加者の事業者名
 - c 対象とする施設名
 - d 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する基本料金単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能）

- e 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整単価及びその額を反映した電力量料金の積算方法
- f 予定使用電力量に対する電力量料金単価（複数設定可能）、金額及び積算方法
- g 電力の調達に係る1年間の予定使用電力量並びに1年間の予定総額及び電力の調達に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）

(注) 記載に当たって、次の点に注意すること。

- (a) 対象とする施設が分かるように施設名を明記し、施設ごとの予定総額を記載すること。
- (b) 基本料金及び電力量料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- (c) 様式4「電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）」に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。
- (d) 燃料費等調整単価は、本市を管轄する旧一般電気事業者の、令和7年4月より適用される算定諸元（令和6年9月26日に見直し内容を公表）に基づき算定した、令和6年10月分の単価を用いること。
- (e) 電力の調達に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）には、1年間の予定総額を4倍にした数値を記入すること。
- (f) 基本料金単価、電力量料金単価、各月の電力量料金、1年間の予定総額及び電力の調達に係る予定総額（1年間の予定総額×4年間）は消費税及び地方消費税相当額は含めるものとする。

カ 提案書等

提案書等の作成方法については、「提案書等作成要領」を参照のこと。

(4) 入札書等の提出方法等

ア 入札書等を持参する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所「 μ 」などを記入して封字し、かつ、封筒の表に商号（名称）及び「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る入札書等在中」と朱書すること。これを持参用の封筒に入れて二重封筒とし、糊付け箇所「 μ 」などを記入して封字した上、封筒の表に「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る入札書等在中」

と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号（名称）及び業者番号を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記10(2)）までに提出しなければならない。

同様に、提案書等を封筒に入れ、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字し、かつ、封筒の表に商号（名称）及び「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る提案書等在中」と朱書すること。これを持参用の封筒に入れて二重封筒とし、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字した上、封筒の表に「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る提案書等在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号（名称）及び業者番号を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記10(2)）までに提出しなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、入札書等が提出期間内に持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

イ 入札書等を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字し、かつ、封筒の表に商号（名称）及び「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る入札書等在中」と朱書すること。これを郵送用の封筒に入れて二重封筒とし、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字した上、封筒の表に「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る入札書等在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号（名称）及び業者番号を記載し、親展により前記2（契約担当部局）宛に入札書の提出期限（前記10(2)）までに必着させなければならない。

同様に、提案書等を封筒に入れ、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字し、かつ、封筒の表に商号（名称）及び「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る提案書等在中」と朱書すること。これを封筒に入れて二重封筒とし、糊付け箇所に「ㄨ」などを記入して封字した上、封筒の表に「令和6年12月6日開札「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業」に係る提案書等在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号（名称）及び業者番号を記載し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記10(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、入札書等が提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 予定価格の制限を超えたもの

オ その他広島市契約規則第8条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は一般競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

1回限りとする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書（余剰電力の売却及び電力の調達）により見積もった予定総額及び内訳を記載すること。

イ 落札の決定に当たっては、施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札で行う。

ウ 予定価格は、余剰電力の売却と電力の調達の違いに設定する。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に小数点以下第2位までの端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料費等調整額

燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）については、契約書（案）のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度に準じて、余剰電力の売却に係る電力量料金を変動させることができるものとし、電力の調達に係る電力量料金は変動させるものとする。なお、余剰電力の売却に係る燃料費等調整額については、高圧の単価を使用することとし、その細分の適用は任意に設定できるものとする。

入札価格の算定に当たっては、燃料費等調整額については、本市を管轄する旧一般電気事業者の、令和7年4月より適用される算定諸元（令和6年9月26日に見直し内容を公表）に基づき算定した、令和6年10月分の燃料費等調整単価を使用し、入札金額に含めるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

(12) 発電側課金

発電側課金については、発注者から一般送配電事業者へ直接支払いとすることから、受注者は一般送配電事業者へ発電側課金の相殺不可の手続きを行うものとする。

11 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年12月6日（金）開札 午前10時

広島市役所本庁舎4階 共用会議室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札結果は、開札場所において入札の有効、無効のみ発表する。

(3) 落札者の決定

ア 落札者の決定方法

落札者の決定は、施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札で行うので、余剰電力の売却と電力の調達に別々に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者について、提案書等の内容を後記ケの審査委員会において公正かつ客観的に評価し、入札価格により算定した価格点を加算した上で、合計した評価値が最も高い入札参加者が落札者となる。

イ 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。くじ引きの場所、実施方法、日時については、該当する入札参加者に別途通知する。

ウ 入札参加者が1者の場合

入札参加者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されている場合には、入札価格及び提案内容等に評価値を与え落札者を決定する。

エ 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札決定後に落札者が契約を辞退するなど契約締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、広島市契約規則第2条の規定により資格取消しを行う。また、落札決定を取り消された者は、余剰電力の売却に係る入札附属書（入札書積算内訳）により見積もった1年間の予定総額及び電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）により見積もった1年間の予定総額を合計した金額に対して、入札保証金相当額（5パーセント）の損害賠償金を支払うものとする。

オ 次順位者の繰り上げ

本業務を契約締結できない事由が落札者に発生したときは、評価値の上位の者から順に、契約締結についての交渉を行う。

カ 落札結果の通知

落札結果は、全ての入札参加者に通知する。また、くじ引きにより決定した場合も同様とする。

落札結果に関する質問等については、落札結果を通知した日の翌日から起算して7日以内（ただし、市の休日は含まない。）に、書面により、説明を求めることができる。

契約担当課は、その書面を受け付けた日の翌日から起算して10日以内（ただし、市の休日は含まない。）に、書面により回答する。

キ 入札参加者の入札価格等の公表

全ての入札参加者の商号、入札価格（総価）、技術点及び価格点は、落札決定後これを公表する。

ク ヒアリング等の実施

(ア) 落札者決定基準による評価については、提出された提案書等に基づいて行う。提案書等に関するヒアリングを令和6年12月中旬に実施する予定である。詳細な日程等は、別途通知する。ヒアリングは入札に参加した者によるプレゼンテーション及び後記ケの審査委員会の委員からの質疑の形態とする。

(イ) プレゼンテーションは、当該入札に関する責任者又は提案内容に精通した者が実施すること。

(ウ) ヒアリングを欠席した入札参加者については、価格的评价以外の評価を行わない。

ケ 広島市清掃工場余剰電力地産地消事業総合評価審査委員会

本入札に関して、落札者決定基準に関する事、提案書等の審査・評価に関する事及び落札者の決定に関する事等を審査するために、「広島市清掃工場余剰電力地産地消事業総合評価審査委員会」を設置している。委員は、落札決定後に公表する。

コ 学識経験者

本入札に関して、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、次の場合に、あらかじめ学識経験者の意見を聞くものとする。

(ア) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(イ) 落札者を決定しようとするとき。

なお、学識経験者は次のとおりである。

- 一般財団法人 日本環境衛生センター 理事 藤原 周史
- 広島工業大学環境学部 教授 崎田 省吾

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。(広島市契約規則第10条第3号)

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに余剰電力の売却に係る入札附属書により見積もった1年間の予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、余剰電力の売却に係る入札附属書(入札書積算内訳)により見積もった1年間の予定総額に対して、保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結し、前記2(契約担当部局)に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。)までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は、休日でない前日)までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに1年間の予定総額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

(4) 契約手続における交渉の有無

無

(5) 費用負担

一般競争入札参加資格確認申請書、証明書及び提案書等の作成及び提出に必要な費用は、入札参加希望者又は入札参加者の負担とする。

また、落札者は、本市と協議しながら、履行開始日から円滑に本業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な費用を負担することとする。

(6) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消すとともに、広島市契約規則第2条の規定により資格取消しを行う。また、落札決定を取り消された者は、余剰電力の売却に係る入札附属書(入札書積算内訳)により見積もった1年間の予定総額及

び電力の調達に係る入札附属書（入札書積算内訳）により見積もった1年間の予定総額を合計した金額に対して、入札保証金相当額（5パーセント）の損害賠償金を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(7) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり。

(8) 秘密保持

提出された一般競争入札参加資格確認申請書や提案書等に係る内容は、落札者決定の目的以外に使用することはないが、提案者の了承を得た場合は、この限りでない。

ただし、広島市情報公開条例第7条の規定に基づき、開示請求があつたときは、契約担当部局は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(9) 本件公告に示した契約のうち広島市中工場ほか78施設で使用する電力の調達は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の歳出予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本市は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(10) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

(11) 注意事項

ア 入札参加希望者又は入札参加者が一般競争入札参加資格確認申請書又は提案書等について虚偽の記載をした場合若しくは、その他不正な行為をした場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

イ 落札者決定基準に定めた評価項目、評価基準以外のものでも評価することはない。ただし、ヒアリングを欠席した場合を除く。

ウ 落札者の提案内容については契約書の一部とし、履行検査に当たっては、提案書の内容を満たしていることを確認する。